

○毛呂山町介護保険条例【該当部分のみ抜粋】

平成 12 年 3 月 31 日

条例第 13 号

(介護保険運営審議会)

第 11 条 町は介護保険制度及び高齢者福祉制度の適切かつ円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、毛呂山町介護保険運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項の調査及び審議を行う。

(1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画及び法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画の策定及び進行管理に関する事項

(2) 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス及び法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する者の指定及び運営に関する事項

(3) 法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に規定する認知症施策総合推進事業に関する事項

(4) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項

(5) 法第 115 条の 48 第 1 項に規定する地域ケア会議推進会議に関する事項
(組織)

第 12 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 医療関係者

(2) 福祉関係者

(3) 介護保険の被保険者

(4) 介護保険に関し学識経験を有する者

(5) 介護保険サービス提供事業者の代表者

(審議会の事項に関する委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、規則で定める。